

○日程第11 報告第 4号 (報告)

○日程第12 認第 1号から日程第14 認第 4号 (説明・表決)

○日程第15 認第 2号から日程第16 認第 5号 (説明・表決)

○出席議員 (16人)

1番	細川雅子	2番	藤川和弘
3番	原田孝徳	4番	小中真樹雄
5番	中川智之	6番	小田上尚典
7番	賀屋幸治	8番	北地範久
9番	西村一啓	10番	和田芳弘
11番	網谷芳孝	12番	児玉朋也
13番	山崎年一	14番	日域 究
15番	寺岡公章	16番	山本孝三

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎				
副市	長	太田勲男				
教	育	長	小西啓二			
総	務	部	長	中村一誠		
市	民	生	活	部	長	三原尚美
健康福祉部	長	兼	福祉	事務所	長	豊原 学
建	設	部	長	山本茂広		
上	下	水	道	局	長	古賀正則
消	防	長	佐伯和規			
企	画	財	政	課	長	三上 健
市	民	税	務	課	長	岡崎研二

○出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田中宏幸
議	事	係	長	加藤 豪		

会期決定について

令和2年5月大竹市議会臨時会（第2回）の会期を、次のとおり定める。

令和2年5月27日提出

大竹市議会議長 細川 雅子

自 令和2年5月27日

2日間

至 令和2年5月28日

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
5. 27	水	本会議		・開会 ・会期決定 ・一般議案上程（即決・付託） ・散会
		休会	総務文教委員会	付託案件審査
			生活環境委員会	付託案件審査
28	木	本会議		・一般議案委員長報告（表決） ・閉会

10時00分 開議

○議長（細川雅子） おはようございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

臨時会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市議会臨時会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

このたびの臨時会で御提案をいたします議案でございますが、繰越明許費繰越しの報告についてを初め、継続費繰越しの報告について、予算繰越しの報告について、専決処分承認を求めることについて、令和2年度大竹市一般会計補正予算、令和2年度大竹市土地造成特別会計補正予算など、計14案件でございます。

御承知のとおり、先日緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルス感染症につきましては長い間皆様が我慢をし、自粛をまいりました。市民の皆様への御努力に対しまして、この場をお借りして心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。ありがとうございます。

大竹市では、特別定額給付金の支給に当たりまして、一日でも早く給付できるよう取り組んでまいりました。現在、多くの市民の方に給付金が届いておりますことに、少しほっとしております。

一方で、地域の経済は今、極めて困難な状況に置かれており、新型コロナウイルス感染症につきましても、まだまだ予断を許さない状況でございます。気を引き締めて、引き続き感染防止対策や各種支援対策に、しっかりと取り組んでまいり所存でございます。

このたび御提案をいたします各案件につきましても、後ほど詳しく説明をさせていただきますが、議員の皆様方におかれましては何とぞ慎重に御審議をいただき、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（細川雅子） これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、11番、網谷芳孝議員、12番、児玉朋也議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（細川雅子） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日から5月28日までの2日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第10〔一括上程〕

報告第 2号 繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 3号 継続費繰越しの報告について（一般会計）

認 第 6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））

認 第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第1号））

認 第 8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第2号））

認 第 9号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第3号））

議案第38号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

議案第39号 令和2年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）

○議長（細川雅子） 日程第3、報告第2号繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）から、日程第10、議案第39号令和2年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）に至る8件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 報告第2号、報告第3号、認第6号から認第9号まで、議案第38号及び議案第39号につきまして、一括して御説明申し上げます。

それではまず、報告第2号繰越明許費繰越しの報告について説明を申し上げます。

第2款総務費の庁舎等管理事業は、庁舎前広場整備工事に係る設計業務について、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。本庁舎耐震改修事業は、庁舎耐震改修工事に係る予算について未執行となったものを、次年度に繰り越したものでございます。

旧穂仁原小学校プール撤去等事業は、解体工事の契約が令和2年4月以降となるため、年度内での完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

第3款民生費のプレミアム付商品券事業は、プレミアム付商品券の利用が令和2年3月31日までとなり、商品券の換金が令和2年4月以降となるため、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

市立保育所等整備事業は、公立保育所等設計業務委託料に係る前払金を、令和2年度の設計業務完了後に一括で支払うこととなったため、繰り越したものでございます。

第4款衛生費の健康管理システム改修事業は、改修に必要な情報が国から示される時期が遅れたことに伴い、年度内の事業完了が困難となったため繰り越したものでございます。

第6款農林水産業費の小栗林線1号橋架替事業は、電気・通信の支障物件の移設協議に時間を要したことにより、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

林地崩壊対策事業は、関係者との調整等に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第7款商工費の県営事業負担金（三倉岳県立自然公園）は、広島県が施工する三倉岳県立自然公園の整備について、県の事業執行に応じて繰り越したものでございます。

第8款土木費の大竹地区移動等円滑化基本構想策定事業は、関係機関との協議に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

次に、橋りょう補修調査設計事業は、入札不調により契約時期が遅れ、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

道路・砂防・港湾の県営事業負担金は、県の事業執行に応じて繰り越したものでございます。大竹駅周辺整備事業は、鉄道事業者等との協議・調整に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第10款教育費の小中学校の情報通信ネットワーク環境整備事業は、文部科学省のG I G Aスクールネットワーク構想により1人1台の端末を整備するものですが、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

小中学校の天井改修事業は、落下防止対策が求められている吊天井の改修を実施するものでございますが、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

次に報告第3号継続費繰越しの報告について御説明申し上げます。

第2款総務費の本庁舎耐震改修事業、第4款衛生費の白石墓地移転事業、第8款土木費の青木踏切改良事業、大竹駅周辺整備事業、第10款教育費の大竹会館改築等事業は、継続費を設定しておりますが、令和元年度の予算残額をそれぞれ令和2年度に逡次繰越ししたものでございます。

続きまして、認第6号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））の説明を申し上げます。

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、国民健康保険の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村に対し、国が特例的な財政支援を行うこととなりました。これに伴い、本市においても傷病手当金を支給するため、予算措置が緊急に必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月13日付で専決処分しましたので、御承認をお願い申し上げます。専決いたしました補正予算は、歳入歳出予算の総額に80万円を追加し、予算総額を32億3,945万4,000円とするものでございます。

続きまして、認第7号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第1号））の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施される、1人につき10万円を給付する特別定額給付金を、国の補正予算成立後、速やかに支給に関する事務を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月24日付で専決処分しましたので、御承認をお願い申し上げます。

専決しました補正予算は、歳入歳出予算の総額に3,337万6,000円を追加し、予算総額を178億2,702万8,000円としたものでございます。補正予算の内容につきましては、歳出において主に会計年度任用職員報酬552万円、職員手当等675万円、消耗品費417万6,000円等の事務費を計上し、歳入として特別定額給付金給付事務費国庫補助金3,337万6,000円を追加したものでございます。

続きまして、認第8号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第2号））の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施される、1人につき10万円を給付する特別定額給付金を、国の補正予算成立後、速やかに給付するため及び広島県における緊急事態措置等による休業等の要請に協力し、休業期間中に雇用を維持等した事業者への感染拡大防止協力支援金を支給するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月1日付で専決処分しましたので、御承認をお願い申し上げます。専決しました補正予算は、歳入歳出予算の総額に27億1,503万円を追加し、予算総額を205億4,205万8,000円としたものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出において、第2款総務費に特別定額給付金26億9,000万円、第7款商工費に感染症拡大防止協力支援負担金2,503万円を計上し、歳入として特別定額給付金給付事業費国庫補助金26億9,000万円、財政調整基金繰入金2,503万円を計上するものでございます。

続きまして、認第9号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第3号））の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策の、子育て世帯の生活を支援する取組として、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人につき1万円の臨時特別給付金を速やかに支給すること、及び小学校、中学校の臨時休業期間中の給食に係る食材のキャンセル等により、給食食材関係事業者への補償を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月13日付で専決処分しましたので、御承認をお願い申し上げます。専決しました補正予算は、歳入歳出予算の総額に3,333万1,000円を追加し、予算総額を205億7,538万9,000円としたものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出において第3款民生費に子育て世帯臨時特別給付金と、給付に伴う事務費を合わせて3,202万円、第10款教育費に学校給食関係補償金131万1,000円を計上し、歳入として子育て世帯への臨時特別給付に係る国庫補助金3,202万円、学校臨時休業対策費国庫補助金98万2,000円、財政調整基金繰入金32万9,000円を計上するものでございます。

続きまして、議案第38号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第4号）につきまして説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、新型コロナウイルス感染症に対応するための事業について計上するものでございます。歳入歳出にそれぞれ9,822万6,000円を追加し、予算総額を206億7,361万5,000円にするものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により72ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は136万円を増額するものでございます。内容といたしましては、公共交通機関等での感染拡大防止のための経費を支援するため、バス事業者等に対する補助金を計上するものでございます。

第3款民生費は2,118万3,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、離職や休職等により住居を喪失する者または喪失するおそれのある者に対し、住居を確保するための家賃の一部を給付する費用を701万1,000円、介護サービス事業所及び介護予防活動グループが行う感染拡大防止のための経費を320万円、ひとり親家庭を支援するため児童扶養手当を受給する世帯に対し、1世帯当たり5万円を支給する費用を975万円、障害児給付費122万2,000円を計上するものでございます。

第4款衛生費は78万2,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、集団による乳児健診を避けるため、医療機関での個別健診を実施するための費用を計上するものでございます。

第7款商工費は7,299万6,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症による影響で事業の状況が悪化した市内中小企業者に対する支援を行うための費用を計上するものでございます。

第9款消費費は190万5,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、災害時、避難場所での感染拡大防止のために必要な費用を計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、71ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第15款国庫支出金は、歳出に計上しております生活困窮者自立支援事業に対する国庫負担金525万8,000円を計上するものでございます。

第16款県支出金は、歳出に計上しております障害児通所給付事業に対する県補助金91万6,000円を計上するものでございます。

第19款繰入金は、このたびの補正予算について、財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

続きまして、議案第39号令和2年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの予算の補正は、令和元年度の土地造成特別会計において、歳入が歳出に対して不足する見込となったため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、令和2年度の歳入を繰り上げてこれに充てるため、歳入歳出予算の総額に5億2,431万7,000円を追加し、予算総額を8億1,670万1,000円とするとともに、一時借入金の借入れ最高額に5億2,400万円を追加し、一時借入金の借入れ最高額を8億1,400万円とするものでございます。

次に、今年度の歳入を繰り上げて充てるに至った、令和元年度の決算状況を御説明申し



上げます。

歳入の総額は2億8,066万9,685円となる見込でございます。内訳としましては、晴海一般分譲用地の売払収入が約4,690万円、晴海商業用地等の土地貸付収入が約1,760万円、一般会計繰入金が約2億1,620万円でございます。

歳出の総額は8億498万6,355円となる見込でございます。内訳としましては、各造成地の維持管理費が約41万円、公債費が約2億7,420万円、令和元年度決算における繰上充用金約5億3,040万円でございます。

歳入から歳出を差し引きいたしますと、5億2,431万6,670円が不足となる見込であり、この金額を令和元年度の不足額として、令和2年度の歳入を繰り上げて充用するものでございます。

以上で、報告第2号、報告第3号、認第6号から認第9号まで、議案第38号及び議案第39号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件のうち、報告第2号及び報告第3号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

お諮りいたします。

認第6号から認第9号に至る4件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって、本4件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより本4件の一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第6号から認第9号に至る4件を一括採決いたします。

本件4件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本4件を承認することに決しました。

議案第38号は総務文教委員会に、議案第39号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 1

報告第 4 号 予算繰越しの報告について（水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計）

○議長（細川雅子） 日程第11、報告第4号予算繰越しの報告について（水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 古賀正則 登壇〕

○上下水道局長（古賀正則） 報告第4号予算繰越しの報告について（水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計）の説明を申し上げます。

本件は令和元年度大竹市水道事業会計、令和元年度大竹市工業用水道事業会計及び令和元年度大竹市公共下水道事業会計における建設改良費の繰越しを、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告するものでございます。

初めに、水道事業会計及び工業用水道事業会計の岩国大竹道路事業に伴う送配水管移設事業でございます。本事業は国土交通省所管の岩国大竹道路事業に伴う上水道送水管、配水管及び工業用水道管の移設工事でございますが、国の事業の進捗の遅れに加え、移設に係る国との補償協議に時間を要した結果、工事の発注が遅れたため年度内の完了が困難になり、事業の繰越しを行ったものでございます。

続きまして、公共下水道事業会計の大竹下水処理場機械電気設備改築更新実施設計事業でございます。本事業は、老朽化した下水処理場機械電気設備の改築更新のための実施設計業務でございますが、業務発注後に、し尿処理場の下水処理場への統合が決定いたしました。このことに伴い、本年度別途実施を予定しております、し尿処理場の統合基本計画策定後に、再度本事業における基礎データを調整する必要があるため、年度内の完了が困難となり、事業の繰越しを行ったものでございます。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第4号は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 2～日程第 1 4〔一括上程〕

認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市介護保険条例の一部を改正する条例）

認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市国民健康保険条例の一部を

改正する条例)

認第 4号 専決処分の承認を求めることについて (大竹市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)

○議長 (細川雅子) 日程第12、認第1号専決処分の承認を求めることについて (大竹市介護保険条例の一部を改正する条例) から日程第14、認第4号専決処分の承認を求めることについて (大竹市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例) に至る、3件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

[健康福祉部長兼福祉事務所長 豊原 学 登壇]

○健康福祉部長兼福祉事務所長 (豊原 学) 認第1号、認第3号及び認第4号につきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、認第1号専決処分の承認を求めることについて (大竹市介護保険条例の一部を改正する条例) の説明を申し上げます。

本件は、令和2年3月30日に、介護保険法施行令などが改正され、令和元年10月からの消費税率引上げに伴い、低所得者対策として介護保険料の軽減強化が行われることになったため、直ちに大竹市介護保険条例の一部を改正する必要が生じましたが、市長において特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で大竹市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に御報告し、御承認をお願い申し上げます。

それでは、改正条例の主な内容について御説明いたします。

本市の介護保険料は、基準額である年額6万372円に、本人及び世帯の住民税課税状況並びに本人の所得等に応じた保険料率を乗じて算定する仕組みとなっており、11段階に区分されております。このたび軽減強化が行われる段階は、最も低所得に当たる第1段階から第3段階までの保険料となります。この部分については、令和元年度から既に保険料の軽減強化が行われておりますが、このたびの改正でさらなる軽減が行われることになり、第1段階の保険料年額が2万2,639円であったものが1万8,111円に、第2段階の保険料年額が3万7,732円であったものが3万186円に、第3段階の保険料年額が4万3,769円であったものが4万2,260円に引き下げられることとなります。

最後に附則でございますが、第1項は本条例の施行期日を令和2年4月1日としております。また、第2項は令和元年度以前の介護保険料に係る経過措置を規定しております。

続きまして、認第3号専決処分の承認を求めることについて (大竹市国民健康保険条例の一部を改正する条例) の説明を申し上げます。

本件は国の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定されました緊急対応策の中で、国民健康保険の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に、傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うとされたことに伴い、本市においても傷病手当金を支給するため、大竹市国民健康保険条

例の一部を、令和2年4月13日に専決処分により改正したものでございます。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

給与等の支払いを受けている国民健康保険の被保険者が療養のため労務に服することができないとき、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日について、傷病手当金を支給するものでございます。

傷病手当金の支給額は、支給を始める日以前の直近の3ヶ月間の給与等の合計額から1日当たりの金額を算出し、その3分の2に相当する金額としております。支給期間は支給を始めた日から起算して1年6ヶ月を超えないものとしております。なお、労務に服することを予定していた日について、給与等を受けることができる場合は、傷病手当金の額と調整することとしております。

最後に附則でございますが、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用としております。

続きまして、認第4号専決処分の承認を求めることについて（大竹市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）の説明を申し上げます。

本件は、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が、令和2年4月24日に公布され、新型コロナウイルスに感染するなどした被用者で、後期高齢者医療の被保険者に傷病手当金を支給するとされたことに伴い、大竹市後期高齢者医療に関する条例の一部を、令和2年4月30日に専決処分により改正したものでございます。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

第2条に規定される、市において行う事務の中に、傷病手当金の支給に係る申請書の受付を追加するものでございます。

最後に附則でございますが、広域連合条例の一部を改正する条例の施行日と合わせ、令和2年5月1日から施行としております。

以上で認第1号、認第3号及び認第4号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認第1号から認第4号に至る3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本3件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第1号から認第4号に至る3件を一括採決いたします。

本3件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本3件を承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第15～日程第16〔一括上程〕

認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例等の一部を改正する条例）

認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）

○議長（細川雅子） 日程第15、認第2号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例等の一部を改正する条例）及び日程第16、認第5号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）の2件を議題いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 三原尚美 登壇〕

○市民生活部長（三原尚美） 認第2号及び認第5号につきまして、一括して提案理由を説明いたします。

初めに、認第2号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例等の一部を改正する条例）の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に交付され、一部が令和2年4月1日から施行されることになりました。直ちに大竹市税条例等の一部を改正する条例を制定する必要が生じましたが、市長において特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分をいたしました。同条第3項の規定により、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

改正条例ですが、市民税関係が4点、固定資産税関係が4点、たばこ税関係が1点ございます。

まず、市民税に関する改正点です。

1点目として、個人の市民税に係る扶養親族等申告書について、単身児童扶養者に該当する場合はその旨の記載を不要とするため、規定を削除するものです。

2点目として、個人市民税の非課税措置の対象の見直しに伴い、単身児童扶養者に係る規定を削除するものです。

3点目として、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税所得割額の免除規定の適用期間を、3年間延長するものです。

4点目として、優良住宅地のため土地譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税特例規定の適用期間を3年間延長するものです。

次に、固定資産税に関する改正点です。

1点目として、固定資産税の納税義務者について、調査を尽くしても所有者が明らかにならない場合に、使用者を所有者をみなすことができる規定を新設するものです。

2点目として、登記簿上の所有者が死亡した場合、現に所有している相続人等に対し、相続登記が完了するまでの間、賦課徴収に必要な氏名、住所などを申告させるための規定を新設するものです。

3点目として、5,000キロワットを超える水力発電設備に係る課税標準の特例措置において、参酌する特例率が3分の2から4分の3に改定されたことに伴い、特例率を参酌標準どおりに改正するものでございます。

4点目として、大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設に係る特例措置の廃止に伴い、特例率の規定を削除するものです。

次に、たばこ税につきましては、卸売販売業者等が申告する輸出等に係る課税免除適用の手續に関し、免除事由該当の証明書類の保存を前提に、申告書への書類の添付を不要にできる規定を新設するものです。

その他、改元に伴う字句の修正並びに法律が改正されたことによる条例の引用条項にずれが生じたものについて、所要の整理を行っています。

また、都市計画税条例についても、地方税法の改正による課税標準の特例に係る引用条項の整備及び字句の修正を行っています。

附則につきましては、施行期日を令和2年4月1日とし、市民税、固定資産税、都市計画税に関する経過措置を規定しています。

続きまして、認第5号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）の説明を申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染症及びその蔓延防止のための措置により、厳しい状況に置かれている納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、一部が公布の日から施行されることになりました。直ちに大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例を制定する必要が生じたので、同日令和2年4月30日付で専決処分をいたしております。議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

改正条例ですが、市税条例におきましては固定資産税関係が2点、軽自動車税関係が1点、市税の徴収関係が1点、また、都市計画税条例が1点でございます。

まず、固定資産税等に関する改正点です。

1点目として、感染拡大防止措置の影響により、令和2年2月から10月までの任意の3

ヶ月間の収入額が前年に比べ3割以上減少した中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋の課税標準について、減少割合に応じた軽減措置が新設されたことに伴う規定を追加するものです。なお、都市計画税条例においても同様の改正をしています。

2点目として、中小事業者等が新規に投資した一定の先端設備に対して適用される課税標準の軽減措置の対象資産として、事業用家屋と構築物が追加されたことに伴う規定を追加するものです。軽減割合はゼロ以上2分の1以下で、市の条例で定めることになっており、本市ではゼロとしております。

軽自動車税につきましては、乗用の自家用軽自動車の環境性能割の軽減措置に係り、取得対象期間を6月延長するものです。

市税の徴収につきましては、感染拡大防止措置の影響により、令和2年2月以降で任意の1ヶ月以上の収入額が前年に比べ2割以上減少した事業者等に対して、一どきに税の納付が困難と認められる場合に、徴収を1年間猶予できる特例措置が新設されたことに伴う規定を追加するものです。

最後に附則で、施行期日を令和2年4月30日としています。

以上で、認第2号及び認第5号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

13番、山崎議員。

○13番（山崎年一） 認第2号専決処分承認を求めることについて（大竹市税条例等の一部を改正する条例）について伺います。

議案の概要の中には、固定資産税関係の改正ということで、アの所有者不明土地等の固定資産に関して、調査を尽くしても所有者が明らかにならない場合に、当該固定資産の使用人を所有者とみなすことができることを規定する。ということの御説明がございました。それで条文を見ますと、市町村は相当な努力が払われたと認められる者として、政令で定める方法によって探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、その使用人を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることと規定され、この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならないとあります。

これは、できる規定と言われるものだと思うんですが、こういった判断を誰がされるのかということについて伺いをいたします。固定資産評価委員会が行われるのか、あるいは審査会などを設けて決定がなされるのか、そのことについて伺いますので、よろしく申し上げます。

○議長（細川雅子） 市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 山崎議員から今御紹介のありましたとおり、条文の主語は市になります。なので、これは市が決定するということになりますので、市の事務ということでありまして、市の事務は誰が決定するのかといいますと、これは市長の権限に該当するところになりますので、市長が決定をするということになります。

ただ、今言われましたとおり、これはできる規定でございます。慎重な調査と丁寧な説明をしてやっていきたいと考えております。

事務的に申しますと、全てのことを市長が決裁をするということではございませんので、市長に代わり職務権限規程に従い、その決定に至るまでの状況、その状態によって課長であったり部長であったり、そういったところで決裁をして決定をするということもあろうかと思えます。なかなか難しい問題が出てまいりましたら、やはり市長にということになるかと思えますが、誰が決定するのかということであれば、事務的なことは別として、市長ということです。

以上です。

○議長（細川雅子） 山崎議員、よろしいですか。

他に質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認第2号及び認第5号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第2号及び認第5号の2件を一括採決いたします。

本2件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本2件を承認することに決しました。

お諮りいたします。

議事の都合により、5月28日まで休会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって5月28日まで休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要

するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知いたします。

本日、11時から総務文教委員会、その終了後、生活環境委員会を、それぞれ第1委員会室で開会する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

5月28日は、午前10時に開会いたします。

ただいま、御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

10時50分 散会

(2. 5. 27)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年5月27日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 網谷 芳孝

大竹市議会議員 児玉 朋也